



Team石川



小中一貫CSだより第5号

平成29年3月11日発行 石川小・中学校 文責（松）

今年度4回目の学校運営連絡協議会を開きました。

2月24日（金）、石川小学校において、学校運営連絡協議会を開きましたので概要をお知らせします。

内容

- 1 中学校から学校自己評価と改善点について
→学校関係者評価←保護者、住民等の関係者が、その学校の自己評価の結果について行う評価です。
- 2 意見交換
- 3 学校運営連絡協議会の運用について
(弘前市教育委員会学校づくり推進課より)

中学校の教職員で行った学校自己評価と保護者アンケートから浮かび上がった6つの課題と小中連携の取組について、学校側が改善点等を示し、それについて意見交換し評価をしていただきました。

ひな壇が飾られた石川小会議室で実施



課題	学校自己評価		保護者アンケート	学校関係者評価
	4段階評価	主な改善の方策	4段階評価	自己評価を含む改善策等の適切さ
① 学習意欲	2.87	- 理解に手間取る生徒に対して学習タイムのまとめテストの再指導や昼休みの個人指導など寄り添った指導をする。 - 担当教科の魅力を伝える工夫をする。 - 互いに認め合ったり、教師が進歩を褒めたりする授業の工夫に取り組む。	2.74	3.63
② 将来への夢・目標	2.73	- 職場体験学習、職場訪問、高校調べ、職業調べ等、将来に関する学習の充実を図る。 1年生二学期から学級で進路指導を実施する。	2.97	3.31
③ わかる授業	3.07	- 事前に生徒の発達や興味・関心を適切に把握し、生徒の課題意識を高めるよう教師が意図的に働きかける「学習課題」の設定と「まとめ」で結ぶ授業の取組を継続する。 - I C T機器の活用も含め、全ての生徒がわかる・できる授業（授業のユニバーサルデザイン化）をさらに進める。	2.74	3.59
④ 家庭学習	2.87	- 教科で具体的な家庭学習の方法を示す。 - 家庭学習で活用できるノートを目指し、ノートづくりに参考となる板書の工夫に取り組む。 - 学習タイムの課題やまとめテストの問題を家庭学習にも活用できるように工夫する。 - テスト勉強を含む家庭学習の具体的なやり方を授業とリンクさせて指導する。	2.86	3.18
⑤ 思いやり	2.87	- 学級担任以外にも学年主任、教頭、校長など全教師が道徳の授業に取り組み、道徳教育の充実を図る。 - 縦割り班清掃を継続し、年齢の異なる集団での人間関係づくりを強化する - どんな小さいいじめも見逃さないよう引き続き積極的にいじめを認知し、指導する。	3.18	3.82

意見；家庭学習は予習の大切さも教える必要がある。

学校運営連絡協議会委員の4段階評価の平均

⑥ 保護者との連携	3.07	・小中一貫CSだよりの発行や諸だよりの発行を増やしメール配信も、緊急以外にも発信するなど情報発信の充実に取り組む。 ・PTA組織の見直しと小中PTAの連携を図る。 ・学校行事のお手伝いをしてくださる方を登録する「ボランティアバンク」を検討する。 ・学校から積極的に地域行事参加を検討する。	3.07	3.55
地域との連携	3.00		3.02	3.64
小中連携の取組	3.07	・小学校の運動会に中学生種目を設ける。 ・小中の参観デーを小中合同参観デーとし、同一日に実施し学校便りで地域にも周知する。 ・小学校140周年、中学校70周年の記念として航空写真を撮影し、クリアファイルを作成する。 ・乗り入れ授業の実施教科を拡充する。 ・「ひろさき卅学」（郷土に関する学習）を小・中で試行。	3.13	3.77

合同参観デーは6/8,6/26,9/7の予定です。

※上記の評価をみると「家庭学習」が一番の課題のようです。生徒の家庭での学習習慣が身に付くよう職員一同、様々な工夫を凝らして頑張ります。



意見交換で話題になったこと

- ・いじめの認知について
- ・キャリア教育、ひろさき卅学について
- ・叱られ方の指導について
- ・中学校の部活動と小学校のスポーツ少年団について
- ・中学校の部活動とその支援について

弘前市教育委員会学校づくり推進課より示された「学校運営連絡協議会の運用」について

28・29年度は、「学校運営連絡協議会」という名称で活動しますが、平成30年度に向けて、学校運営連絡協議会の運用を試行してほしいという市教委からの依頼・指導がありました。そして、平成30年度から学校運営協議会の運用を開始し、石川小学校と石川中学校はコミュニティ・スクールに指定される予定です。その運用の一部を紹介します。

- ・校長は学校の教育目標、経営方針、教育課程の編成、組織編成について協議会より承認を得る。
- ・協議会は学校運営について意見を述べるができる。
- ・協議会は校長の意見を聴取し、職員の任用について教育委員会に意見を述べるができる。
- ・協議会は学校の運営について評価を行う。
- ・協議会は地域住民等に積極的に情報提供に努めなければならない。
- ・協議会は教育活動等について地域住民等の理解・協力・参画・支援を促進させるよう努める。
- ・協議会は学校ごとに置き、委員は校長の推薦で10名以内とする。（保護者、地域住民、校長、教職員、学識経験者）
- ・協議会委員は地方公務員法に規定する非常勤の特別職の身分を有する。
- ・委員には守秘義務がある。職を退いた後も同様とする。
- ・委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ・協議会には会長・副会長をおき、会長は委員の互選により選出するが、校長、教職員を会長に選出することはできない。
- ・会長は校長と協議のうえ、協議会を招集し、議長を務める。
- ・会長は議事録を作成し、5年間保管する。
- ・会議は公開とするが、傍聴者はあらかじめ会長に申し出る。
- ・教育委員会は委員に対して研修を行い、必要に応じて指導・助言・情報提供を行う。
- ・協議会は、運営に必要な事項を定めることができる。

今年度、学校運営連絡協議会委員を務めていただいた皆様、どうもありがとうございました。29年度は29年度の校長が新たに御依頼し上げる予定です。